

処 分 基 準

令和8年4月1日 作成

法 令 名:自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項:第7条第1項
処 分 の 概 要:自動車運転代行業の認定の取り消し
原権者(委任先):長崎県公安委員会
法 令 の 定 め: ○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第3条(第7号及び第8号を除く。)(自動車運転代行業の要件) ・第4条(認定)
処 分 基 準: 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項各号に該当するときは、以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、回復しようとしている場合等を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。 ・ 法人の役員が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第5号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先:長崎県警察本部交通部交通企画課安全対策係 電話095-820-0110 (内線5031)
備 考:

